

# 情報通信審議会情報通信政策部会 ドメイン名政策委員会（第5回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成26年2月27日(木) 10時00分～11時30分  
於、総務省第1特別会議室（8階）

## 第2 出席した構成員（敬称略）

村井 純（主査）、江崎 浩（主査代理）、池田 千鶴、加藤 幹之、上村 圭介、  
小塚 荘一郎、沢田 登志子、土井 美和子、新美 育文、森 亮二、森川 博之、  
山本 隆司、吉川 萬里子

## 第3 出席した説明者（敬称略）

株式会社ブライツコンサルティング 代表取締役社長 中川 光昭  
村上 嘉隆

## 第4 出席した関係職員

### (1) 総務省

上川 陽子（総務副大臣）、桜井 俊（総務審議官）

（大臣官房）

鈴木 茂樹（官房総括審議官）

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、  
菊池 昌克（総務課長）

### (2) 事務局

河内 達哉（データ通信課長）、山口 修治（データ通信課企画官）、  
西室 洋介（データ通信課課長補佐）

## 第5 議題

- (1) 事業者等からのプレゼンテーション
- (2) 論点整理
- (3) その他

## 目 次

1	開会	1
2	議題	
	(1) 事業者等からのプレゼンテーション	2
	(2) 論点整理	10
	(3) その他	32
3	閉会	32

## 開 会

○村井主査 おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会ドメイン名政策委員会（第5回）の会合を開催させていただきます。

本日、事業者の方から新g T L Dの契約に関するプレゼンテーションをいただいた後、論点整理ということで議論していただくことを予定しております。委員の皆様、本日もよろしくお願いいいたします。

本日、上川総務副大臣にご出席いただいておりますので、議事に入る前にご挨拶を頂戴したいと思います。上川副大臣、よろしくお願いいいたします。

○上川総務副大臣 おはようございます。大変お忙しいところ、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。このドメイン名政策委員会、10月に第1回が開催されて以来4カ月ということでございまして、今日、第5回目、論点整理の段階に入ったということでございますが、この間、大変真摯にご議論賜りまして、ありがとうございます。

今回の論点整理でございますけれども、コストをかけてドメイン名の信頼性を高めることと、低廉な料金で利用者が利用することのバランスをどうとるのか、あるいは、ユーザー側にとりましては、海外からのドメイン名と日本のドメイン名の間で差があるわけではないということでございますし、また、これまで民間主導で取り組んできたインターネットの世界において、民間活力を生かし切るということについては、今後も同じように考えていかなければいけないと。また、「ラストリゾート」という言葉がございましたけれども、いろいろナリスク、危機の事態に立ち至ったときに、政府としての役割をどう果たすのか、こういった観点につきまして、皆様から真摯なご議論をいただいたものというふうに思っております。今日も、最終的なところに向けまして、忌憚のないご意見等を賜りますよう、よろしくお願いい申し上げます。

○村井主査 ありがとうございます。

本日、藤川政務官は政務により欠席されていると伺っております。よろしくお願いいいたします。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願いいいたします。

○西室データ通信課課長補佐 総務省の西室でございます。本日はよろしくお願いいいた

します。資料の確認をさせていただきます。

本日の資料、主に3つございまして、ブライツコンサルティング様からの資料。次に、5-2が事務局からの提出資料として論点整理。最後に、参考資料として前回の議事録がございまして。議事録は、ご確認いただいた点もございまして、修正等あれば、事務局までよろしく願いいたします。

以上でございます。

○村井主査 ありがとうございます。

## 議 題

### (1) 事業者等からのプレゼンテーション

○村井主査 それでは、議事に入りたいと思います。以前、本委員会で話題に上がりました新gTLDにおけるICANNとの契約について、本日は、株式会社ブライツコンサルティング様にプレゼンテーションをお願いしております。10分程度でプレゼンテーションをお願いして、質疑応答の時間を設けたいと思います。

よろしく願いいたします。

○(株)ブライツコンサルティング ただいまご紹介いただきました、私、ブライツコンサルティングの代表をしております中川と申します。よろしく願いいたします。

本日なのですが、ICANNが新gTLDにおいてどのような規定を設けているのかといった点を中心にお話をさせていただきたいと思います。

次のページに目次がございまして。冒頭なのですが、私のほうから、ブライツコンサルティングとはという部分について簡単にご説明をさせていただきます。その後、横におります村上のほうから本題の部分に関してのお話をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、まず、ブライツコンサルティングとは、というところで、私どもがどういった会社なのかというお話をさせていただきますと、社名の由来といたしましては、「BrandをRights(権利)で支える」というコンセプトでつけさせていただいた社名でございます。特に権利というところで、商標とドメインネームというところに特化をさせていただいて、主に日本企業様を中心に権利保護のコンサルティングをさせていただいている会社でございます。

次のページをめくっていただいでよろしいでしょうか。私どもは全世界、250以上の国・地域の弁理士、弁護士、また、ドメインネームのレジストラと直接的なネットワークを持っておりまして、そのネットワークを通じましてダイレクトにコミュニケーションをとることにより、企業様の商標権保護というところのお手伝いをさせていただいております。

次のページをご覧くださいなのですが、新gTLDというところに関してなのですが、右側にございますように、私どもは新gTLD、ドットブランドドメインを中心にして24件の申請のサポートをさせていただいております。主に日本企業のサポートをさせていただいております、24件中22件が、例えばトヨタさんであるとか、ブリヂストンさん、そういった会社様の、「.toyota」であるとか、「.bridgestone」という部分の申請のサポートをさせていただいております。

実際、このように、私どもブランドTLDの申請サポートというものをさせていただいておりますが、新gTLDにおきましては、ブランドTLDも一般名称のTLDも同じカテゴリーのドメインとして扱われております。このたびの申請を通じて得た知見に基づき、本日のご説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここからは村上のほうからご説明いたします。

○(株)ブライツコンサルティング　よろしく願いいたします。

スライド番号が右下にあるのですが、6ページ目をお願いいたします。ここですが、簡単にgTLDとccTLDの違いを述べておりまして、gTLDに関してはこれまで22種類、ccTLDは各国地域に委ねられているものですが、「.jp」であれば日本の国別ドメイン、「.cn」であれば中国といった感じで振り分けられております。

スライドの7をお願いいたします。こちら、新gTLDとはというところなのですが、新gTLDは、ICANNが大きく3つにカテゴライジングをしております、一番上が一般名称TLDというところで、弊社がサポートしているドットブランドもこちらに含まれているものです。

その他、地理的名称TLDといたしまして、例えば「Tokyo」、「Osaka」、「NYC」などの地理名をベースとしたTLDの申請がございます。あとは「.music」のような、一定のコミュニティであるという証明に基づいた申請というものがございます。右側がイメージなのですがけれども、かなりたくさんのもものが今後増えてくるということになります。

スライドの8番をお願いいたします。新gTLDの申請に当たって、今後、レジストリ

となるところが、安定性ですとか安全性、あと透明性をどうやって担保するのかというところが大きく3つのフェーズでチェックされることとなります。第一は、このページで述べている申請書での記載内容、次がICANNとの契約での内容、最後は、契約の後に行われるシステムのテストです、Pre Delegation Testingというのですが、そこで確認されることとなります。

まず、申請に関してなんですけれども、基本的には技術要件に関してレジストリが提供するバックエンド、つまりオペレーションのことなんですけれども、オペレーションに関する詳細の記載と、財務要件に関してはレジストリ申請時の財務状況ですとか運営から3年間の財務予測、コンティンジェンシープラン、あとは担保に関する詳細を記載する必要があります。ICANNなのですが、これらを申請の時点で判断しますので、基本的には申請が通過した時点で、技術面と財務面というところはクリアになって、パスしているといった判断になると考えられます。

9ページ目をお願いいたします。ここからアグリーメントに関して少し見ていきたいと思いますが、新gTLDのアグリーメントなんですけれども、ICANNが要求することは大きく2つに分けられております。このページの表にあるのですが、技術要件というところで、レジストリを正しく機能させるために必要なことは何かというところと、機能に動作障害が発生した場合の担保は何かというところが、ICANNが求めるところ。財務要件に関しては、レジストリの運営にあたり財務的問題はないのか、仮に問題が発生した場合の担保は何かというところをICANNが要求しております。

スライドの10をお願いいたします。新gTLDのアグリーメント、全部で90ページほどあるものなのですが、本編は何をどうするのかの記載だけであり、具体的な作業というのは仕様書という別添に全て記載されております。

レジストリオペレーターである会社が遵守すべき規約に関しては、基本的にアグリーメントの第2条に書かれております。この下の表にあります。2.4、月次報告。2.7 レジストリの相互運用及び継続性。2.11、契約上かつ運営上の、遵守監査。2.12、継続運用措置。2.13、緊急移管。2.14、レジストリ行動規範。2.16、レジストリ動作仕様というところを、基本的にはICANNが担当しているのではないかと弊社では考えております。

11ページをお願いします。これ以降はかいつまんでのご説明なのですが、それぞれの項目で何を求めているのかというところをご確認いただきたいと思います。まず、アグリ

ーメント2条の4なのですけれども、詳細は仕様書の3に書いてありまして、基本的にはレジストリオペレーターは1 T L Dごとに月次報告を提供するものとしてくださいという取り決めがございます。

12ページ目ですが、アグリーメント2条の7です。レジストリの相互運用及び継続性というところなのですが、こちらには、仕様書の6と8に関して記載がありまして、仕様書の6に関しては技術的エラーが発生した場合、どのような対応をするのかというところなのです。仕様書の8に関しては財務要件のところなのですけれども、何かあった際の費用担保をどうするのか。基本的には、銀行が発行する信用状ですとか、あと、キャッシュエクローデポジットで担保をしてくださいということをしてI C A N Nは言っております。なので、有事の際に、例えばレジストリ間でドメインネームの移管が発生するといった場合、ここの費用が充当されるということになります。

スライドの13をお願いいたします。こちらはアグリーメント2条の11です、契約上かつ運営上の、遵守監査というところなのですが、仕様書の9に記載がありまして、ここは年に1回、仕様書の9が「Code of Conduct」というレジストリの行動規範なのですが、ここを遵守しているという証明をI C A N Nに提出してくださいということになっております。その次がアグリーメント2条の12なのですが、先ほどと同様、継続運用措置というところで、何かあった際に財務的な担保をどうするのかということをしてここで証明することとなります。

スライドの14ですが、次はアグリーメント2条の13です。緊急移管に関することとして、ここは先ほどとまた同様なのですが、仕様書の6にかかるものでして、技術的エラーが発生した場合にどうするのかというところを、詳細をここで記載してありまして、これに従う必要があるということになります。その下、第2条の14ですが、レジストリ行動規範というところで、これは仕様書の9に詳細が書いてあるのですが、先ほどと同様に、年に1回、準拠しているという証明をI C A N Nに報告しなければいけないとなっております。

めくっていただいて、アグリーメント2条の16ですけれども、ここはレジストリの動作仕様に関する記載があります。仕様書10に細かいことがあって、弊社が確認したところ、仕様書10の2と6と7が特に重要と考えているのですが、その中でも仕様書10の2です、Service Level Agreement、通称S L Aというものですけれども、ここで、レジストリの運営に関して技術的にどれだけのスペックで行わなければいけないのかというこ

とが書いてあります。次ページ以降のスライド16、17に、どのレベルでということが書いてあるのですけれども、重要となるものは、1枚めくっていただいて、スライド16の一番上です。ドメインネームシステムのところのDNSサービスアベイラビリティというところですが、ここはダウンタイムがゼロというところなので、月ベースなのですが、停止時間はゼロ分にしてほしいという取り決めがあります。

めくっていただいて、スライド17の中段にEPPの接続の部分があるのですけれども、接続の部分に関しても、月次ベースで864分未満にしてくださいというところがありますので、基本的なサーバーの運用というのはダウンタイムがないようにしてくださいというICANNの取り決めがありまして、こちらは契約書で契約するのはもちろんですけれども、その前の申請の時点で、どれだけのスペックで行っているのかというのを申請しているので、基本的には、レジストリ全て、これが担保できているという理解のもとでICANNは運営を委任することとなります。

契約が終わった後、次の18ページ目に行っていただきたいのですが、契約の後に、最後、レジストリのサーバーのテストがございまして、これがPre Delegation Testingと言います。これは何をするかというと、実際のシステムの運用テストとDNSサーバーインフラストラクチャーの疎通テストみたいなものをするのですが、重要となるのはPre Delegation Testing、運用テストの一番上にあるシステムパフォーマンスというところですが、これは、ICANNが定めたしきい値に従って稼働するのかというところを実際に確認することとなります。ここで確認が終わった上で、正式にICANNから新gTLDのレジストリの権限が委任されるということとなります。こちらの詳細は次ページ以降、19ページと20ページに書いてありますが、今日は、詳細は省かせていただきます。

21ページ目。最後から2番目のページなのですが、地理的名称に関して。弊社は、ブランドというか、一般TLDに関して特化してサービスをしているのですが、地理的名称に関しても、基本的には同じ契約に基づいて行われるものですので、ICANNが十分に監視をするものになると思っております。

さらに1点、これはあくまで弊社の想定なのですが、地理的名称の運営をする際には地方自治体とのエンドースメントというものがありますので、地方自治体が何らかの監視ですとか指導を行うことも考えられるのではないかと考えております。

最後の22ページを見ていただいて、結論なのですが、新gTLDにおける信頼性及び



透明性は、I C A N Nの主導のもと、申請時から内容確認がされており、また、レジストリとしての運用開始後も厳格に行われることですので、I C A N Nの指導のもと、運営をしていれば特に問題ないと弊社では考えております。

弊社からは以上となります。

○村井主査　ありがとうございます。

それでは今のご説明に関しまして、皆様からご質問、ご意見等をお寄せいただきたいと思っております。上村さん、どうぞ。

○上村委員　国際大学の上村でございます。貴重なお話、ありがとうございました。

最後に、地理的名称のT L Dに関して、以下2つが要求されるということでお話があったのですけれども、ちょっと、御社にお尋ねするのが適切かはわからないのですが、現在、エンドースメントがどういう基準で与えられているのか。特に国内において、どういう基準で与えられているのか、おわかりの範囲で教えていただければと思います。というのは、日本だと「.Osaka」が2つの主体から申請されていることがあって、それは多分、当初想定していなかった運用ではないかと思うのですが、ちょっとそこが気になったもので、まず、そこを教えていただければと思います。

○(株) ブライツコンサルティング　例えば「.Tokyo」に関してなんですけれども、これは東京都が入札といった形で、手を挙げたレジストリから提案を集めて、その中で決めていったというふうに把握をしております。「.Osaka」に関しては、これは弊社も、当初、想定はしていなかったんですけれども、2つの会社に申請の許可を出して、どちらか残ったほうに、最終的に許可を出すというふうにしていると理解しております。

○上村委員　それは、エンドースメントが与えられた状態なんですか。それとも与えられていない状態になるわけですか。

○(株) ブライツコンサルティング　エンドースメントの定義がちょっとわからないというのはあるんですけれども、申請に関しては、両者、申請をしていいということになっているのではないかと思います。結局、複数申請があった場合にはオークションですとか、当事者間の話し合いで、どこか1つしか残れないというふうになっていますので、そういうふうに進んでいるのではないかと思います。

○上村委員　もう1点だけ伺いたいののですが、例えば入札で選定する際、例えば採択された後にどういう運用をすとか、どういうガバナンス体制でやるとか、技術的な要件は当然遵守すべきですけれども、ポリシーレベルのそういった要件というか、条件について

検討されたかどうかというのは何かご存じでしょうか。

○(株) ブライツコンサルティング　例えば東京都のように、事前に提案を集めたところであれば、それなりに把握はしていたと思うのですが、大阪に関しては、申し訳ないんですが、そこまではわからない状態です。

○上村委員　承知しました。ありがとうございます。

○村井主査　小塚さん。

○小塚委員　学習院大学の小塚でございます。

財務的な要件のことを2カ所でおっしゃって、実際には銀行の信用状等で対応できるということなのですが、これが、具体的な金額という意味ではなくて、どれぐらいの感覚のものなのか。例えば1カ月間運営を継続する、その費用分ぐらいをイメージしているとか、何かそういう感じで、どれぐらいの金額のものが要求されているのか。

○(株) ブライツコンサルティング　I C A N Nでは金額に関してはテーブルを出していきまして、仮に信用状が履行される状況というのは、レジストリが運営できなくなったところで、レジストリのサーバーにあったものと違う、緊急対応レジストリに全てドメインネームを移管すると、基本的にはその移管の費用を担保してくださいというところで金額が出されていると理解しています。

○村井主査　そのほか、いかがでしょうか。

○上村委員　たびたび恐れ入ります。先ほど一緒にお尋ねすればよかったかもしれませんが、私の理解では、たしか新g T L Dは申請時に、一般とコミュニティと地理的の3つのクラスが事実上あったと思うのですが、これは、申請のときには、例えばコミュニティベースであれば、そのコミュニティからのサポートを得られているだとか、地理的名称であればノン・オブジェクションとかエンドースメントを得ているということが条件だったように理解をしていますが、運用が始まった後、例えばI C A N Nに対するレポートの内容が変わってくるということはありませんか。

○(株) ブライツコンサルティング　I C A N Nに対しては、基本的には申請したことに従って運営してくださいということになっています。何か内容が変わるのであれば、契約の前に言うことも可能ですし、契約の後に言った場合には、通常のI C A N Nのポリシーデベロップメントに従って変更が確認されるのではないかと。

ただし、今、ブランドの例で言えば、ブランドに特化した契約というものがないんですけれども、通常の契約であれば、ブランドの契約ですね、今I C A N Nがつくっているも

のが出るまでは契約に従って運営してください。そして契約が正式に認められてから、運用の変更が可能ですよと言っているのです、今後も内容の変更というのは十分考えられると思います。

○上村委員　　そうすると、例えばコミュニティベースの場合、コミュニティのインタレストをフェアに反映しますというプリンシプルで運用しますということで採択された人たちが、契約をしてあるので、当然そのように運用されているだろうという想定で運用が続くという、そういう理解なんですか。

○(株) ブライツコンサルティング　　そうですね。ただしコミュニティの運営ではなくなったと I C A N N が判断した場合は、契約の内容が変わると理解しております。

○上村委員　　わかりました。ありがとうございます。

○村井主査　　どうぞ。

○土井委員　　理解が合っているか、2点確認をさせていただきたいのですが、申請時に一般要件、技術要件、財政要件ということでやって、その後、毎年検査を受けるのはレジストリ行動規範のみということの理解でよろしいのでしょうかというのが1点目です。

2点目は、一番最後に書いていただいているのですが、新 g T L D に関しては I C A N N の指導があるから大丈夫ということなのですが、ほかは、このような指導を I C A N N は行っていないという理解でよろしいのでしょうか。2点お願いいたします。

○(株) ブライツコンサルティング　　まず、1点目のレジストリ行動規範に関してなのですが、レジストリ行動規範に関しては申請した内容に準拠して行っているかというようなことを毎年報告するものになっていまして、その他、例えばドメインネームのレジストレーションがどのくらいあったかですとか、トランザクションがどのくらいあったかというのは、別途、毎月 I C A N N に報告しなければいけないと、2つに分けられているものと理解しております。

そのほか、必ずしも入るものではないのですけれども、I C A N N 側から情報を出してくださいという、監査をすることはできるとなっておりますので、その時点で I C A N N から連絡があれば報告をしなければいけないということになっています。

2点目です。新 g T L D、g T L D に関しては I C A N N が主導で指導しているということになっているのですが、そのほかというと c c T L D だと思うのですけれども、c c T L D は基本的に各国に振り分けられているものですので、I C A N N が振り分けたのですけれども、各国の指導のもとに行っているのではないかと考えます。ただし、弊社が把

握する限りでは、各国に振り分けられているといわれても、非常にビジネスライクに、監査を全然していないc c T L Dもあって、ドメインだけどんどん登録がふえて、スパムをしているような、不正に使われているようなc c T L Dもたくさんありますし、一方、J P ドメインのように、きちんと規定を決めた上で安全に行われているドメインもありますので、それは、ばらばらなのではないかと理解をしております。

○土井委員　　どうもありがとうございます。

○村井主査　　そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それではブライツコンサルティングの方、どうもありがとうございました。

○(株)ブライツコンサルティング　　ありがとうございました。

## (2) 論点整理

○村井主査　　引き続きまして、論点整理に入りたいと思います。

まず、事務局からのご説明をお願いいたします。

○西室データ通信課課長補佐　　それでは、資料の5-2に従いまして、説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして、目次に入りますが、こちら、4章に分けて説明させていただきます。まず、総論の部分が全体にかかるところ、次に、信頼性・透明性それぞれの内容と、最後に、それをどう担保するかという4つの項目に分けさせていただいております。

2ページ目を見ていただきまして、総論の1でございます。こちらは「サービス内容はどうあるべきか」ということで、先ほども話題に上りましたが、信頼性がとても高いというのはやはりコストがかかりますねというご意見をいただく一方で、安ければ安いほど普及するのではないかという意見もございます。恐らくこの2つは相反するものなのですが、そのバランス、どれだけの価格にして、信頼性をもっと高めるかということのバランスをどこに決めるかということと、それ自体、それを誰が決めるのだろうかというところが論点になってきているのかなと思っております。

3ページ目、これも全部にかかる話なのですが、「インターネットのグローバル性」という単語が1個キーワードで出てきているのかなと考えております。1つはインターネット上、ドメインにかかわらず、サービス、例えばホームページを見るだとか、そういう一般のサービスに関しても、海外、国内関係なく消費者からは見えてしまっている。

その中で、やはり法律がかかる部分というのはどうしても国内だけ、国内の議論が及んでいるのは国内だけだったりする現状がありますので、そこをどう考慮するか。ドメインそのものにしても、ここは少し技術的に書き過ぎたかもしれないですけども、いわゆるドメイン名からIPアドレスに変換するときは、必ずしも国内だけのサーバー、いわゆるJPRSさん、ccTLDだけ見たとしても、JPRSさんと、国内の事業者が運営しているサーバーだけを利用しているわけではなくて、世界各国に置いてあるルートサーバーがきちんと動いて初めて動くものですよということがございます。

一番下は、情報通信政策部会で出たご意見なのですがすけれども、やはりいろいろグローバル性があるので、各国、さまざまな方法でccTLDを運用しているので、それはちゃんと参考にしてくださいというご意見もいただいていますので、ここで述べさせていただきます。

4ページ目でございますが、こちらは信頼性の部分の話でございます。信頼性といったときに、それを書き下したとき、具体的にどういう項目があるのかということで、1つはサービス、先ほど出たようなサービスがどれだけ止まってはいけないよという話だとか、セキュリティ上、例えばハッキングされて書きかえられたとか、そういうのはやはり大きな話ですので、そういうところ。あと、データエスクロー、つまり再移管するときのバックアップをとっておいてくださいということなのですがすけれども、そのあたりの堅牢性。もう一つは、登録するときぐちゃぐちゃになっていませんよという重複、違う人が同じようなドメインを使っていませんとか、あと、同じドメインをみんなが使えたときに、では誰が使ったら良いのかという紛争処理のシステム。もう一つは、この委員会でも出ました差別的取り扱いやはり禁止すべき、これは信頼性そのものに入れさせていただいております。もう一つ、先ほどもありましたガバナンス、財務状況。あともう一つ、万が一のための、ほかの人がJPを移管、運営できるような再移管スキームというものがあると思っております。ここは、これが全部なのか、そのほかにもあるのかというところを議論いただきたいなと思っております。

5ページ目でございます。ここも少し技術的な話ではございますが、ccTLD。日本で言えば「.jp」でございますが、その信頼性を考えるときに、「.jp」のドメイン、ユーザーの人がいわゆるホームページとかに打った場合、そのホームページがきれいに表示されるのは、先ほど申しましたルートのDNS、ccTLDのDNS、ISPさんのDNS、あとはユーザーが加入しているようなISPのキャッシュサーバーのDNSと、そ

れぞれが全部動いて初めてホームページが見られるんですよという部分があるというのが、1つ論点に挙げられたかと思っております。

下の段でございますが、ヒアリングを通して見ている限り、結構いろいろな方が「. j p」、運用実績、信頼性、とまったこともないというお話もございまして、そののところ、現在の基準というのがうまく機能しているかどうかというのが論点の1つかと思っております。

6ページ目。先ほど c c T L D の話をさせていただきましたが、ブライツさんからもプレゼンテーションがあったように、g T L D に関してどう考えるかという論点が1個あるかと思えます。

7ページ目に移っていただきまして、信頼性に続きまして、ここからは透明性の話に入らせていただきます。透明性のほうですけれども、ヒアリングの中、もしくは委員の皆様から、透明性、もう少し何かあるのではないか。原価とか研究開発費などを公開してもいいんじゃないかというご意見もございましたので、ここに載せさせていただきます。

下の段でございますが、先ほど、最初に述べた、料金をどこまで安くするか、もしくはコストをかけて高信頼性を保つかとか、その辺の議論も、公開された情報などをもとに議論をするのか、また、どこで議論するのかという、透明性とも密接にかかわってくる議論なのかと思っております。

8ページ目に移っていただきまして、透明性。一般情報公開をするのは先ほど申し上げたのですが、それをどうやってみんな外部チェックしていくか、もしくは運営者が関係者、ステークホルダーとどのように意見交換していくべきかというのも1つの議論かと思えます。下の段は信頼性と同じで、g T L D に関してはどう考えるかという部分を論点に挙げさせていただきます。

9ページ目でございます。先ほど信頼性・透明性、具体的にどういう話だというのがありましたが、今度は、それらをどのように担保していくかという話でございます。今まで出てきた単語的には、法律とか契約とかマルチステークホルダー、もしくは民主導によるものというのが出てきておまして、そこも、やはりインターネットの特性等を考慮しながら議論すべきという話と、先ほど信頼性・透明性それぞれに対して、例えば信頼性のこういう部分だったらマルチステークホルダーだし、こういう部分だったら契約だしという、それぞれのご意見があるのかなというのが、1つ論点でございました。

10ページ目に入らせていただきまして、上の段でございますが、インターネット、や

はり民主導というのが1つの大きなキーワードになっていると思っております。民主導というものを考えながら先ほどの担保の部分も考えなければいけないという話がございます、この部分、またご議論いただきたいのですけれども、政府が一定の関与をすることを想定した場合でも、やはり民間の活力というものは失われないようにしなければいけないというご意見もございましたし、もう一つ、インターネット上で国境を越えたサービスとか、インターネット上で自由な活動が今は行われているので、そういうことも考慮しなければいけないのではないかとのご意見も、委員会の中では出ていたと思います。

下の段でございますが、「ラストリゾート」という単語も出ていまして、ラストリゾートとしての役割を政府に求める場合には、政府が関与できるための法律、もしくは何らかの根拠が必要となるのかどうかということも、1つ議論になっていたと思っております。

めくっていただきまして、11ページ目。ここは先ほどと同じように、ccTLDの話もございますし、一方、gTLD、地域名称が含まれるものは地方自治体で見るとどうなのかというご意見もありまして、そのような地方自治体の単語を使ったような新gTLD、もしくはその企業名を使ったような新gTLDをどう考えるかという議論が今まであったと思っております。

少し駆け足ではございますが、今まで出た論点案を事務局のほうで挙げさせていただきました。

以上でございます。

○村井主査　ありがとうございます。

それでは、今ご説明していただいたところ、また、このほか必要なことで、ここに含まれていないことを含めまして、委員の皆様から自由にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。どのような順番でもよろしいかと思います。

沢田さん、お願いします。

○沢田委員　大変きれいにまとめていただいて、わかりやすいと思います。初めに、総論の2ページ、「.jp」のサービス内容はどうあるべきかということで何点か挙げていただいていますけれども、ここで決めなければいけないのは、信頼性と価格のバランスそのものではなくて、一番大事なのは、枠囲いの中の最後にある「決定プロセス」、誰がどうやって決めていくのかを決めることではないかと思っております。その観点から、結論のような話になってしまって先を急ぎ過ぎかもしれませんが、9ページ、信頼性・透明性の確保に係る方策についてということで、担保の方法を3つ、法律と、政府との契約ともう

一つというふうに挙げてあるのは、選択肢としてどれかを選ぶということではなくて、全て組み合わせガバナンスの仕組みを考えていくのがいいのではないのかなど、私自身は思っています。

具体的には、「.jp」ドメインがどうあるべきかということを上から押しつけるのではなくて、民間主導で、事業主体が考えているものを出していただき、それをマルチステークホルダーによって裏書きするというかオーソライズしてというのがまずあり、現時点だけではなく将来にわたって、それが約束されていることを政府との契約で担保し、ただ、政府が契約をするに当たっては何らかの法的根拠があるのかもしれないので、法律も必要というふうに、3点セット必要なのではないかと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○村井主査 ありがとうございます。そのほか、ご意見ありますでしょうか。

加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 ありがとうございます。

今の沢田さんの点にもつながるんですけども、2点、うまく整理していただいたこの論点整理につけ加えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず1点目なのですが、9ページ目、特に今、沢田さんがおっしゃられた、契約で政府といろいろな規定を結ぶという点なんですけれども、法律ではなくて契約でやるという、非常にフレキシブルな方法というのは非常によい方法だとは思いますが、第一に、政府がどういう法的な根拠で、どこまでの契約を結べるのかというのは、やはりこの際明確にすべきなのではないかと思えます。さらに、もし、その契約が守れなかった場合とか、本当に緊急時、非常時というような場合、そういうときに政府がどういう対応ができるのかという基本的な仕組みというの、やはり法律が必要なのではないかと思えます。そういう意味で、契約は追加的に、いろいろフレキシビリティを持たせるために運用上つくるとしても、それを最低限担保する何らかの制度というのが必要なのではないかと思えます。これはつけ加えさせていただければと思えます。

それから2点目ですが、8ページ目とか10ページ目に、「民間主導」という言葉がいろいろ出ております。私、たしかJPNICさんが参加された会で、JPRSさんをJPNICさんから分離したことによって、どういうメリットがあったのかという質問をさせて



いただきました。お答えの中で、ドメイン名の制度、今の J P R S さんの運用が、より技術的に担保されるようになったというお答えはありました。確かに技術的な面での、今のインターネットドメイン名の安定性というのは高いものがあるとは思いますが、本来、民間主導で J P R S にやっていただくことを、10年以上前に考えて決断したわけです。そのときの目的、本来、民間主導であればインターネットドメイン名を使って、もっとインターネットを促進したいというような当時の気持ちが、今見てみると、十分反映されているかという、私、個人的には、極めて主観的ではありますが、不十分なのではないかと思っています。民間主導だということでありながら、本来、グローバルに世界の人々が考えている民間主導の在り方の議論と照らし合わせてみると、それを実現するような仕組みにはまだ至っていないのではないかと思います。

もちろん、今のインターネットをベースとした社会の形成とか、日本が、そういう中で国際的な競争力を持つというような問題というのは、これは J P N I C さんとか J P R S さんのドメイン名の問題だけでは全てが解決されるという問題ではありませんが、そういうより広く重要な問題に関連して、我々も何ができるのか、そういうことを検証していく必要があるのではないかと思います。特に国際競争力とか、国際的な社会の中で、我々がコミュニティとしていろいろな意見を言い、グローバルなインターネットの仕組みを主導し、かつ日本もその制度を享受できると、そういう観点からもう一度、J P R S さんを分離したときの民間主導の在り方について考える、そういう仕組みをつくっていただくべきなのではないかと思います。

○村井主査　　どうもありがとうございます。どうぞ。

○江崎主査代理　　特に透明性と信頼性の確保をどうするかという話の論点のところ、ちょうど A P R I C O T から帰ってきたところなのですけれども、今そこで非常に議論されているのは、I C A N N と米国政府の契約というところを、次の段階をどうしましょうかという話が行われていて、やはりそこでものすごく重要視されている点は、状況が変わっていくことに対して、やはりステークホルダー自身も変わっていくと、そういうことに対してどういうふうなストラクチャーをつくっていくのかというのが非常に議論されているところでもあります。

特に I C A N N、このコンテキストで言えば多分 J P N I C に当たるように思いますが、そこが、U S ガバメントからの強過ぎる指導があると、ほかのドメイン、あるいはほかのリージョンからの意見が入っていかないし、あるいは民間からの意見がちゃんと

入るような形で I C A N N のガバナンスが必ず行われなければいけないということを考えて、どういうふうな体制をつくっていかうかというのが、まさに今、非常に議論をされている状況にあるということで、ここでも同じようなことが言えるかと思えますけれども、多分、その枠のところを法律でつくるということをやると、それを変えるとき、それからどうつくるかというのは非常に難しいところになる。つまり、その改正なり、新しい人を入れるという構造が非常にフレキシブルでないと、状況の変化に対応することが非常に難しくなるだろうというのが、これはグローバルドメインでも今議論されていますので、そこは非常に注意して考えなければいけないのではないかと思います。

それから、J P R S であれ、「. j p 」に関して加藤さんのほうから、もう少し努力してマーケットを広げなければいけないのではないかというお話でしたけれども、多分これも、やはり民間でやっている場合、全てが同じ方向を向くというのも、実は健全ではないだろうということが言えると思います。j p の信頼度が非常に高いというのも、これはある意味、1つのビジネスとしては、方向性として認めるべきところではあるだろうと。では、さらに利用者を増やすという、加藤委員がおっしゃったようなところをどうするのかというのは、J P R S さん、これはプライベート企業なので、それをどうするかというのは非常に難しいかもしれませんが、発展に対してどういうふうに寄与していくのかというのは、ユーザーを増やすという意味と、それでも信頼性をきちんと担保していくようなところとして、さらに J P R S が大きくなっていただきたいというのは、ある意味では同意するところではございます。

○村井主査 加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 今の江崎委員の最初の点についてちょっとコメントさせていただきたいのですけれども、ご指摘のとおり、I C A N N とアメリカ政府の関与の関係というのは、I C A N N が生まれたときから国際的に議論されてきたことだと思います。アメリカ政府が歴史的に、インターネットの根幹部分について重要な権限を持っており、それをどうやって手放していくかというのが I C A N N の歴史の重要なポイントであって、それと対照的に各国政府が、インターネットが進化すればするほどその米国政府の関与の部分が重要であるということで、国際的な議論が行われているわけです。多分、その構図は今も変わらないと思います。先ほどの、アメリカ政府の関与をなるべくなくして、民間主導にするという議論と同時に、アメリカ以外の国々は、本来何も関与していなかった時代から、もう少し政府が関与すべきだという議論が複雑に入り交じっているわけです。民間主導という

のは本来、インターネットが民間で自由に競争しながらグローバルに発展するという議論から来ています。これは非常に重要なことであって、この議論イコール、アメリカとICANNというふうにしりかえてしまうと、だから民間主導がいいんだということだけになると問題です。アメリカ以外の諸国の中には、アメリカ以上に規制したいという動きがあって、歴史的に見ると、そういう動きはいろいろなところで行われているわけです。そういう意味で、単に民間主導というものを、それだけが錦の御旗にならないような形で、本来あるべき民間主導というのを考えていくべきだと思います。

○村井主査 江崎さん。

○江崎主査代理 議論は、民間主導というのは、ご存じのようにICANNでも出てなくて、マルチステークホルダーということで、当然ながら民間は1つの重要なステークホルダーの1つであって、加藤委員がおっしゃったように、各国の政府というのも非常に重要なステークホルダーであるということで、やはりステークホルダーが共同でこれをきちんと議論して、コンセンサスをつくっていくというのが、ICANNのガバナンスにとっては非常に重要だと認識されているということだと思います。

○村井主査 森さん、どうぞ。

○森委員 今のお話との関係ですけれども、最初に加藤さんがおっしゃいました、契約をやるとしても法律上の根拠が要るのではないかというお話でしたが、それはそうなのかもしれないと思うのですが、ただ、そのときの、法律上の根拠が要るというのは、それは契約を締結する国側の、国がそういうことをすることについての根拠が要るということだと思いますので、むしろ私の頭の中の整理でしかないのかもしれませんが、ドメイン名管理、運営について法律上の要件を設けるというのは、そういうことではないわけですので、仮に法律が要るとしても、私は、要るのかどうなのかというのがちょっとよくわからないんですけれども、仮に要るとしても、法律の守備範囲といいますか、目的みたいなことはきちんと決めておくほうがよくて、それによってまた、不必要に立ち入らないということも達成されるのかなという気はします。

○加藤委員 全くおっしゃるとおりだと思います。私もそういう趣旨で申し上げました。がちがちに規制をするような法律をつくる、それと契約を合わせるという趣旨ではございません。

○村井主査 どうぞ。

○新美委員 今、どういう形で信頼性・透明性を確保するかという議論をしているので

すけれども、法律といっても、さまざまな要件の設け方はあるわけで、例えばアメリカのFTCですと、フェアトレードをしなければいけないという、極めて大きな枠組みを用意しておいて、何がフェアかというのはそれぞれの業界が、ステークホルダーとフォーラムをつかって決めたものを、最後にFTCがオーソライズするといいますか、認証すると。そういう枠組み規制みたいなものを用意しておくわけで、このドメインの場合でも、そういう仕組みを使えば法律の根拠を持った、政府なり何なりのコミットメントというのは十分に確保できると。具体的には、自由競争であったとしてもルールのない社会というのはあり得ないわけですので、そのルールをつくる場を、やはり国としては用意しなければいけない。そのルールをつくる場所についての、ある意味で骨格を法律で決めておくと、その中身についてはいろいろなやり方が用意できるのではないかと思います。

ですから、民間主導だとか、そういう考え方ではなくて、どうやったらよりよいプラクティスができるのかという観点で仕組みを考えていく必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

○村井主査　　どうぞ。

○森川委員　　ありがとうございます。

まとめていただいた論点案は結構しっかりとまとまっていると思いますが、2ページ目の、サービス内容がどうあるべきかというのは非常に悩ましいなと思っています。そもそも論として、このccTLD、「.jp」の位置づけがどういうものなのかと。すなわち日本国民の財産とも言えるようなものなのか、あるいはそうでないのかというところからスタートするのかなと思っておりました。それはどういうことかということ、日本の財産といった見方だとすると、日本の国民がきちんと意見を言える場が必要なわけですね。このサービス内容は、Aがいいのか、Bがいいのかということをきちんと言える場が必要で、そうだとしたら、そういう意見を言う場をしっかりとつくっていかないといけないよねと思います。

それに対して、例えば今の株式会社みたいな形態だと、出資者の意向で決まるように見えてしまうわけです。現在は、恐らくレジストラでも配当がなされていますので、では、それが日本国民の財産といった立場の場合いいのかどうかということを考えないといけない。だから、スターティングポイントとしてccTLDが日本の財産とも言えるべき位置づけなのか否か、否であれば、別に株式会社でも、いわゆる民間でもいいかもしれないけれども、そうじゃなかったら、意見を反映させる場というのをしっかりと考えなければい

けないかなと思っております。それが1点目です。

2つ目は少し細かい話なんですけれども、将来的にレジストラとレジストリ関係をもう少しくリアにしたほうがいいのではないかなと思っております。具体的には、いわゆる1社独占のレジストラがレジストリをやってもいいのかなどうかということは、あわせて考えていかなければいけないように思いました。以上です。

○村井主査 どうもありがとうございます。森さん、どうぞ。

○森委員 私も森川先生と同じようなことを考えたのですけれども、それはどちらかというと、報告書上の位置としては4ページ目のガバナンス、財務状況のところではないかなと思っております。財産かというのは、私はあまり、国の財産とは何かみたいなことはわからないので、考えることができないのですけれども、公共性があることは間違いない。公共性があるので、株式会社という、基本的には全くプライベートな組織とちょっと合わないのではないかなということはもちろんあるわけですし、それでこういう問題意識をお書きいただいていますので、これはこれでいいと思います。

ただ、表現上、コーポレートガバナンスは大丈夫かという、これもいいのですけれども、コーポレートガバナンスって少し多義的というか、基本的には2つぐらいの使われ方をされていて、1つは、コーポレートガバナンスは大丈夫かというフレーズで言われるときは、これは専ら企業不祥事といいますか、取締役が勝手なことをしていないかという面と言われるお話ですし、もう一つの意味が、会社は誰のものかということなので、本件はどちらかというところだと思っておりますので、その会社のコーポレートガバナンスは大丈夫かという表現ではなくて、その会社のガバナンスはどうあるべきかというふうに書いていただいたほうが、趣旨としてはすっきりするかなと思います。それに対するJPRS側のお答えが、このすぐ下の、JPドメイン名諮問委員会でやっておるといようなことだったわけですし、それで十分かどうかという話につながっていくのかなと思います。表現上のことですが、申し上げました。

○村井主査 いかがでしょうか。

○上村委員 先ほど森川先生がおっしゃった、マルチステークホルダーで、そういうポリシーを決める場があったほうがいいのではないかなという点で、ちょっとコメントです。

もともと、ccTLDはグローバル及びローカルなインターネットコミュニティの利益にかなうように運営するということがうたわれておりますし、今、その文言を確認してみたのですけれども、ドメイン名マネジャーというのはコミュニティのトラスティであると。

つまり、ドメイン名について自分で処分ができるわけではなくて、コミュニティの信任を得て、それを代行して運用するという位置づけだとわられているので、先ほどの森川先生の指摘を考える上では、そういう原則に立ち返って、どうあるべきなのかを考える必要があるかなと思ったのが1点です。

それから、マルチステークホルダーの場をつくるという件につきましては、たしか私、第2回目のプレゼンテーションのときにご紹介したかと思いますが、意外に多くの国が、マルチステークホルダー型の討議の場を設けております。政府とレジストリの間にそういった場を設けている国も少なからず存在いたしますので、そういった諸外国の例が参考になることもあるかもしれないと考えます。

以上です。

○村井主査　ありがとうございます。小塚さん。

○小塚委員　1つの論点は、日本政府がどういう立場で、誰の、どういう利益を代弁する形でこの問題に関与してくるのかということだと思っております。その辺が、先ほどの江崎先生と加藤さんのやりとりをおもしろく伺ったのですけれども、アメリカのように、インターネットをつくったわけではなくて、つくったのであれば自分がつくったシステムを移管していくということなので、ある意味で言えばそこにアグリーメントというものも出てきますし、政府の財産というような言葉も出ましたけれども。ところが、日本はそうではないので、では、一体誰の利益を守るために、ここに関与を求められるのかという話が多分出てくるんだろうと思います。

それで、きちんと考えないといけないなと思っていますのは、例えば、今は皆さんがインターネットを使っているのだから公共性が高いですねと、そのユーザーの利益を守るために入ってくるんですという議論は、一件わかりやすいのですが、そうだとすると、日本国外のサーバーも含めて、また、g T L Dも c c T L Dも全部含めて利害があるではないかという話になってしまって、その中の一部にだけ関与するという、そういう議論になかなかないかないんですね、そこは一体何なんだろうということです。

恐らく、ここから先は、私もあまり自信はないのですが、1つは、例えば少なくとも「. j p」というような、j pというのが日本をイメージするというのは、これはある意味で世界的にも明らかだろうと思いますし、また、そこにある種、日本政府の立ち位置というか、価値観のようなものが反映される世界をつくって、それと違う世界は違う世界で、新しいg T L Dみたいな形でどんどん出てきて、そこはある種ユーザーの間の競争に任せて

いるというような、そういう、整理された世界と、少し自由に任されている世界、そういうものが並列するという仕組みというのもあるのかなと思いました。

○村井主査 ありがとうございます。今、土井さんから手を挙げていただいているのですけれども、今の財産か否かという点は、少なくとも、このc c T L Dを最初につくったときの背景だけ、先に共有させていただきたい。基本的にはやはり、ドメイン名というのはグローバルなツリーをつくって運営しているものです。j pは、c c T L Dの中でも、今残っているものの中ではおそらく2番目に早く動き出していたものだと思うのですけれども、実は、正式なc c T L Dとしてはj pが最初なのです。このときu kがありました。u kというのはI S O 3 1 6 6に基づけば、本当は「g b」とすべきだったのです。I S O 3 1 6 6というのは、国とリージョンの識別コードですけれども、I S O 3 1 6 6にアウトソースする空間を、商標も含めた議論が出てくるドメイン名の中につくろうということで、これも何度か申し上げましたけれども、やはり日本という国が、グローバルな空間の中でどういう展開をしていくかということで、あのとき関心があったのは商標でした。日本でNHKと言えばNHKですが、グローバルにNHKと言ったら放送局のことではないかもしれない。けれども、それが生かせる空間を、名前の定義できる空間をグローバルな空間の中で用意して、責任を持っていくというのは、先ほどのコミュニティといえますか、その中でよいことができるのではないかということ、そこに対する挑戦としてj pは始まったのだと思うのです。

そういう意味で、今、上村さんに言っていたような、コミュニティの要求というのをうまく満たすことができるようにとか、あるいは、小塚先生にも言っていたような、少し、両方の意味がある。つまり、いいことと言えば使いやすくなることというのと、それから国として、あるいは地域として、文化とか、そういうことが反映できる空間を、グローバル空間の中で責任を持って管理できるようにしていこうというような、そういう背景でつくってきたということがあります。

最後に、先ほどブライツコンサルティングの方がおっしゃったように、c c T L Dにどのようなものがあるかといったときに、いろいろなものがあるということをおっしゃいまして、これも結構本質的なところなので、ここでの議論がとても重要だと思います。

j pは今申し上げたような目的でやってまいりました。それが今、どのようにより健全化できるかという話をさせていただいていると思うのです。先ほどご指摘ありましたように、国として、いわば、全て売り飛ばして運営しているようなところもあるわけです。そうい

う意味では、売り飛ばしたのだから財産だろうというようにところに戻ってくる、こういう考え方もあるかもしれない。だけれども、いずれにせよ使われ方はいろいろで、売り飛ばした後に、やはりスパムの温床みたいになっているところもありますから、そういう意味では、ccTLDの多様性はかなりあるということです。それが大体の現状ということで、背景も含めて、私の立場から共有させていただきました。

お待たせしました。土井さん、どうぞ。

○土井委員 今のお話とも絡むと思うのですが、2ページの総論のところ、先ほどからいろいろなご意見があるんですが、企業の人間からすると、「.jp」の機能が、どうあるべきかという話の中に、いきなり低廉な料金でサービスすべきというのは、ちょっと何か、先を行き過ぎているような気がして。まず、やはりここはブランドの価値というのをどう考えるのか。日本として「.jp」というブランド価値をどう考えるのかというところをまとめるべきなのかなと、それによって、先ほどから財産かどうかとか、いろいろなお話もあるんだと思うのですが、料金とかをどうするのか。マルチステークホルダーでどうやって決めていくのかということも決まってくるのかなと。ちょっとここは、総論というわりには、何か先走りすぎているように思えます。まずバランスが大事かと。信頼性を確保しようとするればお金がかかるわけで、それに伴ってコストが上がるというのは当然で、例えば私どもも安全性の高い原子力を売り込もうと新興国にしていますけれども、そうすると、その分高くなるわけですね。では、どっちがいいのかというのは、それはやはり、たとえ価格が高くて安全性を高いほうを選ぶのか、安全性は多少犠牲にして価格の安いほうを選ぶのかというのはユーザーに任されているわけなので、そこは少し、安いものがないんだというふうにここに書いていただくと、少し誤解を招くのかなというのを感じます。

それと同じような話で恐縮なのですが、7ページ目のところで透明性ということにかかわって、下のほうの論点に、今の価格に関しての決定プロセスの議論というのがあるんですけど、ここはもちろん透明性の確保という話もあると思うのですが、やはりマルチステークホルダーという中で、透明性だけではなく、本当にこの価格はどうやって決めていますというところまでつまびらかにすべきなのかというのは、多少議論はあるんだと思います。それは「.jp」の位置づけにかかわるので、ちょっとそういう意味では、ここは、論点だけがぼんと出てくると少し誤解を招くのかなという気がいたしました。

よろしく願いいたします。



○村井主査　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○上村委員　今の土井委員のご意見で、確かに改めて見て、私もちょっと違和感を覚えなくてもないところがある一方で、低廉な料金のところなのですが、j pとかc c T L Dの場合には卸売をできる事業者が1社に限られているというところが、恐らくこういう論点が出てきた背景だと思いますので、言ってみたら、小売業者が卸売業者から買うときの選択がないような状態であるということが、恐らくこの論点が出てきた背景ではないかと思っております。

以上でございます。

○村井主査　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○吉川委員　私は、一消費者というのか、消費者の方々の相談に乗っています。一般の方は、インターネットというのはとても便利に使っています。それがどういうふうなシステムで運営されているのかというようなことはほとんど考えていません。これまで日本のいろいろなインフラは官主導でやってきて、それを民間へというような形で流れてきています。インターネットに関しては全くその反対で、民間がここまで引っ張ってこられて、一般の人がそこに参加していつているわけです。その参加はこのシステムが、単に便利で、これを使わないといろいろなことから遅れてしまうというような感じで参加しているのが現状だと思います。

今や社会的に非常に重要なインフラとしての位置付けがあるわけで、そうしたときに誰の利益のために何を整備しなければいけないかということです。一般の消費者が不利益を被らないようにしておかなければならない。ということから考えれば、災害とかがあったときのこととか、あるいは、将来的に今のままで、民間だけでやっていて、本当によいのだろうか。先ほどのお話でも、厳しい監視のもとで運営しているから国の関与はいらぬというふうにおっしゃるのですが、それはそれで認めるとしましても、何かあったときに、一般の人たちはそんなふうにして利用していないのではないか。災害とか想定外のことが起きた時には利用者を守るシステムが働くのだろうと根拠もなく思いながら利用しているのが一般の人だと思います。今回の議論の中で何らかの、ユーザーを守るための方策が、考えられてもいいのではないかと思います。

○村井主査　ありがとうございます。

どうぞ。

○山本委員　　9ページの話に少し戻りますけれども、政府との契約を結ぶのに法律がなければできないのかどうかという点ですけれども、これは考え方が分かれるだろうと思いますが、恐らく多くの方は、法律の根拠は必ずしも要らないだろうと言われると思います。法律でどこまで定めるべきかという議論に関して、比較的似た議論がされているのはドイツですけれども、例えばドイツで、連邦の省と民間の規格策定団体との間で契約が締結をされていて、そこで民間の規格の策定団体が一定の要件を満たすべきであるというようなことが定められていると。これは一切法律の根拠はないということがございます。ただ、これに対してはいろいろ批判もあるところで、結局、契約だけであると、必ずしも透明性の点で十分ではない、国民に対する透明性の点で十分でないのではないかと。あるいは、これは各省で結ぶということですから、議会の関与が全くないということになるわけですし、したがって批判もあるところなのです。

ただ、批判する側も、法律にがちがちに定めろということを行っているかという、全くそうではなくて、法律というのはあくまで枠組みだけを定めておくべきものであるというふうに言っているわけです。つまりこの場合、法律というのは一種の品質保証のためにあるものであって、厳しい規制をかけるためにあるのではないと考えているわけです。

それでは、日本で法律の根拠に基づいて政府が何か契約を結んでいるというような仕組みがあるかと申しますと、私がぱっと思いつくのは市場化テスト法という法律の中に、国が何らかの事務を民間の団体に任せるときに契約を結んで、いわば事務の執行の適正さを確保するというような仕組みがございます。ですから、法律に基づいて契約というものもあるのですが、ただ、気をつけなくてはいけないのは、往々にして、その場合には契約で事細かに定めるといような、いろいろなことを事細かに定め過ぎるという問題もあるわけですし、今の例は国が事務を任せるといケースですから、それは必要なのですが、今回の、ここで議論しているドメイン名の管理に関しては、それはまずいわけですので、したがって契約という場合にも、問題はどこまで細かく、何を定めるかというところにあるわけで、やはり気をつけなくてはいけないと思います。

ですから、イメージとして、法律で何か枠組みを定めるということになると、主にはマルチステークホルダーとか、あるいは事業者自身が、いわばいろいろな宣言をしたりとか、あるいは合意をしたりする、そのための根拠を1つ定めておくという程度になるのではないかと。その意味では、主には法律で枠組みを定めた上で、マルチステークホルダーで

あるとか、あるいは事業者自身の取り組みに、後は任せるとというのが、1つの制度の像としてありようかなというふうに何となく思っております。

以上です。

○村井主査　ありがとうございます。

沢田さん、どうぞ。

○沢田委員

今のお話につなげて、もし法律が必要だとしたら、その中に何を書いておくべきかということに関して、政府が契約を結ぶことについて、必ず法律が必要かどうかは、私、法律も専門ではないのでわからないのですが、先ほど森川先生からお話がありました、民間企業は、基本的には誰の介入も受けなくて自由に経営していいはずのところ、c c T L Dに関しては、非常に公共性が高いので、マルチステークホルダーが参画していいのだと、出資者でなくても民間企業の経営に口を出していい場合があるということは、やはり何か法律で担保する必要があるのではないのかなと、1つ思っております。「基本的な枠組みとしてこういう方針でお願いしたい」というのは言ってもいいのかなというのが、平時の話として1点。

それと、何か事が起こったときに、政府がどこまで権限を発動できるかというのも法律に書いておく必要があるのかもしれないと。そこはもしかしたら契約でもいいのかもしれないのですが、政府がやるべきことを民間に任せるといったような、事細かな法律の条文は多分必要ないと思うのですが。皆様がおっしゃるように、枠組みとして必要な項目というのはその2点かなと思っております。

以上です。

○村井主査　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

小塚さん、どうぞ。

○小塚委員　山本先生と沢田さんがおっしゃったこと、私も大体賛成なのですが、政府の事務を任せるといった契約というのは、ある意味で、法律屋としてはイメージしやすいわけですが。それに対して、政府の事務でないときに契約を結ぶというのが、一体どういう権限といいますか、政府の側としてはどういう根拠でその契約を結んでいるのかというのがちょっとわかりにくいなと思ったんです。そこを山本先生に、多くの人は問題がないと言うのではないかとおっしゃったので、どういうロジックでそこが説明できるのか教えていただければと思います。法律家なのにこんなことを言うてはいけませんね。

それとの関連で、もう一つ。山本先生が途中でちらっとおっしゃったことで、実は私もずっと思ってきたことなのですが、契約ではなくて、事業者の側が、つまり現状で言えば J P R S の側が一方的に自分を拘束する義務を宣言する。それを、法的には拘束力のあるものであるという仕組みをつくるやり方は十分考えられるのではないかと思います。そこで言う拘束力というのは、もちろん契約と同じ民事的なものであって、行政処分などの対象になるわけではないですけれども、そういう宣言ができるという根拠を制度としてつくるというのはあり得るかなと思っています。

○新美委員　よろしいですか。

○村井主査　はい。

○新美委員　今の小塚さんの発想は、CO<sub>2</sub>の削減について、経団連が自主行動計画を立てたことによって政府の削減政策に協力するというのをやりましたが、それは事実上、自主行動計画といいながらも、かなり強力なコミットメントをして削減をしているということです。私は、これは法的に見ると行政契約の一種ではないかと思っているんですけれども、やり方としてはいろいろ、小塚さんがおっしゃったようなことは法的には十分あり得る形態だと思います。

○森委員　すいません、私も今の小塚先生のお話なんですけれども、事業者が何かを宣言して、それを宣言した以上は守る義務が生じるというのは、すいません、私も法律屋ではあるんですけれども、学識的なあれがあるわけではないのでちょっとわからないのですが、少なくとも、今の日本の法制度で、宣言によって何か民事的義務が発生するというのは、ちょっとないと思うんですけれども、どういうものをイメージされているのかというのを小塚先生に教えていただければと思います。それが1点と、いろいろなところで事業者が宣言をさせて、それを守ってもらおうという話は、今の新美先生のお話にもありましたけれども、パーソナルデータ、個人情報保護法の改正のところでも、FTC 3要件というものが紹介をされていまして、第三者提供の局面で、提供する事業者が一定のことを宣言して、それを守ってもらって、それによって安全性を担保しようというような話があるわけですが、やはりそこでも、宣言してもらうのはいいとして、約束を公表してもらうのはいいとして、その約束を守ってもらう法的な担保がないのではないかという話にはなっておりますので、ちょっと今の、小塚先生の想定されている仕組みについて、ちょっとご説明いただければと思います。

○村井主査　ちょっと待ってください。その前に、小塚先生は山本先生に質問をしてい

るので、それを先に答えてもらいましょう。

○森委員　　すいません、大変失礼しました。

○山本委員　　これは国のレベルではないのですけれども、自治体のレベルで、よく公害防止協定というのを民間の事業者との間で結んでいる例があります。これはいわば、規制をするかわりに契約を結ぶというパターンですね。これに関して実は議論があって、それを少し想定して私は申し上げたのですけれども、多くの見解は、要するに合意をするのだから、何ら相手方に対して侵害を与えるものではないと、相手方がいいと言っているのだからいいんだということで、大丈夫であるというふうに説明をされています。

私個人は、実はこれには若干疑問を持っていて、規制的な効果を持つ以上は、やはり何らかの法律の根拠、自治体で言うと条例の根拠があってしかるべきではないかという考えを持っていますが、一般的に言われているところでは、特に法律ないし条例の根拠は要らないと言われているということです。ただ、私自身は若干疑問を持っているということです。

○村井主査　　ありがとうございました。よろしいですか。

それでは小塚先生、答える側です。

○小塚委員　　森先生のご質問にお答えしますが、民事の世界だけで言うと、契約でなくて債務負担をするというのが、限られた場合ですけれども、あるというのが私の理解です。1つの例は、今日のブライツコンサルティングさんのお話の中にちらっと出てきました、信用状という仕組みがそうですね。保証というのは債権者と保証人の間の契約ですが、信用状というのは、銀行の側が単独の債務負担というふうに法律的には説明していますが、一方的に債務を宣言している。それによって相手方にきちんと権利が発生すると。こういうことだと思います。

ただ、単独の債務負担というのは民事的にも非常に限られた場合にしか出てきませんので、あまり根拠のないところでやると、それが義務になっているのかどうかということが争いになりそうなので、場合によってはそういう宣言ができると、した以上は拘束力があるということを法律に書くという仕組みはあり得るかなと申し上げた次第です。

○森委員　　ありがとうございました。特に私としましては、債務負担の相手方の問題があるかなと思いましたので、何となく、仕組みとしても大きなものが必要になってしまうのではないかなと思ったのでございます。ありがとうございました。

○村井主査　　そのほか、ございますか。

○上川総務副大臣　先生、1つ質問をよろしいでしょうか。

○村井主査　どうぞ。

○上川総務副大臣　先ほど「平時」というお話がありましたけれども、平時における業のときには、政府の役割というのは、ある意味では見守るというか、きちんと見守っていくという、そういうガードの役割だと思うのですが、いわゆるトラブルとか、大規模なことが発生したときの政府の役割になりますと、ちょっとお話を聞いていると、少しそこが、政府の役割がチェンジしているというか、新たな機能が求められているというような、そういうお考えが共通していたように思うのですが、そのときの政府の責任、あるいは権限というか、あるいは業というのはどういうふうに位置づけられるのでしょうか。

○村井主査　いかがですか。

　沢田さん、どうぞ。

○沢田委員　すいません、私個人の考えでしかないのですが、先ほど吉川さんもおっしゃいましたように、何か事があったときには政府が面倒を見てくれるのではないかと、何となく、特に日本人は思っているような気がします。何となくの期待があるのは事実なのですが、それが本当はどこまで対応すべきかというのが、実は事前に決まっていなかったことのほうが多いのかなと。先般の東日本大震災に伴う原発事故に関しても、どこまでの補償を東電がやって、どこまでを政府がやるかということの仕切りがはっきりしていなかったのが、あの状態になって露呈したように思います。それと同じことが、もしも全面的にJPドメインがストップしてしまうようなことが万が一起こった場合には、たくさん人の損害が、企業にも市民生活にも発生します。その損害賠償の責めを民間企業が負えるとは決して思えない。もちろん規約上も免責されていると思います。では、それをどこへ持っていくかということ、やはり国民は国に対して、何とかしろと言うと思います。それに対して、ここまではやるけれども、これ以上はできないとか、あらかじめ、最悪の事態を想定して、何をどこまでやるか決めておくことを考える必要があるのではないかと。ということで、別に無制限の責任を政府が負って、何でもかんでも救済するという事で申し上げているわけではなくて、それを決めておくことが必要だというのが私の意見でございます。

○村井主査　そのほか。

　では、上村さんと小塚さん。

○上村委員　　今の副大臣のお尋ねに、私の知る範囲でお答えしますと、例えばイギリスの場合には、事があったときには、別のマネジャーを指定するというような取り決めになっておりますので、それも1つの責任の果たし方だろうと考えております。

それから事のレベルにも、恐らく大小、濃淡がございまして、例えばレジストリが突然死してしまうようなこともあれば、例えばコミュニティの利益にのっとった運営がなされていないという、運用上は問題のないような有事も恐らく想定されますので、これは一様に、これでというような責任は恐らくないと思いますが、幾つか、諸外国ではそういった例があるところでございます。

○小塚委員　　私は事が起こったというイメージを、上村先生のお言葉で言うと「突然死」的なイメージで捉えまして、そういう場合ですと、やはり業務を移管させて、早期に再開させると、もっと言えば、再開という以前に、なるべくそこに切れ目が生じないようにするということが重要であろうと思っております、今日の前半にブライツコンサルティングに伺ったところも関係するわけですが、

そういうときに、今まで業務を行ってきたレジストリのシステムにアクセスしなければいけないと、で、データを移管するとか、そういうことが出てきますが、それを妨害したり、逆に、今までの業者が誰もいなくなって、そこがわからなくなるということがないようにというのを、例えば契約なり何なりで、宣言なりで担保しておくことは必要かと考えております。

○村井主査　　新美さん。

○新美委員　　国が出て行くときにどうするかというのはきちんと考えておかなければいけないと思うのですが、一般に、民間でやっているところに国が出て行くというのは、これは自主的な活動が不可能になった場合に限られると、いわば国親思想（*parens patriae*）が働く場合にだけ国が出て行くというのが、ヨーロッパ諸国では一般的な考え方ですし、アメリカでもそうだと思います。ですから、先ほどいろいろな契約で、こういう場合はこうだということが想定できているときには、国は出て行く必要はないわけで、それができないときに初めて国が出て行くというのが根本だと思います。

○村井主査　　ありがとうございます。

ccTLDのICANNとの契約というのは、基本的に今、新美さんがおっしゃったような約束でできています。エスクローの定義、つまり動かなくなったときは代わりの者が動くということをきちんと、そのccTLD、jpならjpの中で考えますという約束を

して、その中でやっていますので、その方法論がきちんとできているのかというようなことは、JPRS、JPNICとの関係で、問われることはあると思いますが、グローバルにはそういう約束になっているというのが1点。

それから、先ほどの沢田さんのようなコンテキストで、やはり私たちは、大変貴重な経験を3月11日にしまして、情報通信のインフラストラクチャー全般に関して、これが今やライフラインと化しているわけです。インターネット全体が国民のライフラインになっていて、それを有事の際、どのように生かしていくのかというときに、国の役割というのは非常に多様にあったのだと思います。そのことを整理していく、つまり、いわば防災の観点で、情報社会の基盤がどういうふうと考えられていくのか、これは、例えば携帯電話のバッテリーバックアップの問題であるとか、冗長性の問題であるとか、そういうことも含めた上で一般的に考えなければいけないという意味では、新しい時代を迎えているのは確かだと思います。今日のお話の中でも、吉川さんのご指摘などにもあったかと思いますが、あらゆるものが、インターネットを前提とした展開をしている中で、そこに何かあったら非常に困るのではないかというような少し広い意味での観点、この2つの観点がきちんと議論されるべきではないかと私は思っていますけれども、よろしいでしょうか。

○上川総務副大臣 はい。

○村井主査 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間になりましたが、これだけは言うておかないと、ということがございましたら、どうぞ。

○土井委員 今のお話に関連して、4ページ目のところで、再移管スキームに関しまして、JPNICとJPRSの間にそういう協定があると書かれているのですが、本日お話があった新gTLDに関しては、ここでは緊急移管と呼んでいます、48時間以内に運営を戻すと書いてあるんですが、JPNICとJPRSの間の再移管というのは、この48時間とか、そういう縛りがあるようなものなんですか。

○村井主査 ccTLDの契約そのもののエスクロー、それからそのバックアップという約束もそれぞれ定められていますので、それに準じたものかと思いますが。全く同じ数字だったかどうかはわかりませんが。

○土井委員 そうですか。わかりました、ありがとうございます。

○村井主査 よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。



まず、事務局のほうでまとめていただいた論点、資料5-2ですね。これには、ヒアリングでのご意見と、構成員のご意見を拾ったものを丁寧に入れていただいて、委員の方に確認していただいた上で整理してありますので、そういう意味では、この委員会としてはこういった議論をしたということだと思います。

その中で、一方では期限のある、そして大枠として、日本のccTLDの議論を審議会でするのは二度目ですので、今までの経緯を踏まえて、やはり新しい提案といいますか、結論を出していく必要がございますので、そういう意味で、論点整理という形で、本日、準備を始めていただいたということになります。したがって、今後、このままいくということではなく、やはり論点整理に向けて収束をしていく必要があると思いますので、委員の方には引き続きご協力をお願いしたいと思います。

今後の進め方というのは、事務局と私のほうで相談しながら、皆さんともご相談をしてお知らせさせていただくという形で進めさせていただきたいと思います。

この中で、今、私の直感的な感覚としては、いろいろな形の意見が出ているなと思います。今日もいろいろ議論していただきましたし、新しいヒアリングも1つやらせていただきました。そういう中で、ccTLDとgTLDとの関係を含めて、あるいはそういったインターネットのインフラを通じた全般のこと、それから民主導という言葉で始まってきたことをマルチステークホルダー、政府、行政も含めた参加という中で何をやっていくか。それから、沢田委員などからは、決定のプロセスが大事だということを、繰り返しご指摘いただいていると思います。こういったようなことに関しての方法論といいますか、そういうようなことも含めたイメージも皆さんはお持ちなのではないかと思っておりますので、そういうことを含めて、収束に向けて今後の議論ができるのではないかと思います。

### (3) その他

○村井主査　　というわけで、私からは以上でございますが、事務局から何かありますか。

○西室データ通信課課長補佐　　先ほど村井先生にもおっしゃっていただいたように、本日は時間も限られていた範囲で皆さんからご意見をいただいているので、追加のご意見等をお持ちの方もいらっしゃると思います。その場合は、一応期限を切らせていただいて大変恐縮なのですが、約1週間、来週中にいただければと思っております。

また、次の会合なのですが、日付等はまだ決まっておきませんので、また改めてご連絡

させていただければと思います。

以上でございます。

## 閉 会

○村井主査　それでは、会合は以上です。どうもありがとうございました。

以上